



◎ 軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。また、自動車税と異なり、月割課税制度ではありません。したがって、4月2日以後に廃車または名義変更をされたも、その年度分の軽自動車税は納付していただく必要があります。

◎ 登録した車両に異動が生じた場合

登録した車両に譲渡、廃車、住所変更等の異動がありましたら、すみやかに下記の場所へ手続きをしてください。手続きをされませんと、軽自動車税が引き継ぎ課税されることとなります。なお、手続きできる限り所有者自身が行ってください。代行者に依頼したときは、手続き完了の確認をしてください。

Table with 2 columns: 車種 (Vehicle Type) and 申請場所 (Application Location). Rows include 原付自転車, 二輪の軽自動車, 二輪の小型自動車, and 三輪の軽自動車.

◎ 軽自動車税の免除について

減免を受けようとする場合は、受付開始日(4月1日～6月1日)に申請が必要です。なお、受付期間内に申請されなかった方については、今年度における減免の受付は一切できませんのでご注意ください。詳しくは、税課までお問い合わせください。◎主な減免要件 ①障害者またはその方と同居の家族の方が所有し、もっぱら障害者のために使用する車両。 ②障害者の方で乗務する乗客の障害者が所有し、その方を常時介助する方がもっぱら障害者のために使用する車両。 ③障害者の方の特別な構造のもの車両。 ※①及び②については、営業用車両を除く。

◎ キャッシュレス納付の納税証明書について

キャッシュレス納付をご利用の方で納税証明書が必要な場合は、納税証明書の交付申請をしていただく必要があります。すでに納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付していた方が、市役所窓口で納付のうえ納税証明書の交付申請をしてください。

◎ 納税証は再発行できません

納税印のある領収書(納付済印)及びレシートは請求の証拠となるため、受発後5年間に大切に保存してください。

◎ 口座振替(自動払込)の申込について

金融機関窓口で申し込みの場合は、預貯金振込、お届日付、納税通知書を持ってお申込みください。口座振替依頼書(自動払込利用申込書)は、市内の金融機関、郵便局に備え付けています。都府市外の店舗で申し込む場合は、納税課までご連絡ください。一部金融機関ではスマートフォンやパソコンから「Web口座振替受付サービス」による申込みが可能です。詳細は都府市納税課ホームページをご覧ください。 ※お手続きをされました翌年度分から口座振替(自動払込)が開始されます。 ※お申込みの際は納税通知書(裏面)に記載のある整理番号の記入(入力)をお願いします。 ※車両を複数台お持ちの方は、一度のお申込みで、全車両が対象になります。

【軽自動車税に関するお問い合わせ先】

都府市主税課 電話 054-1764-4540
【納税のご相談に関するお問い合わせ先】
都府市納税課 電話 079-221-2291
(受付時間 平日9:00～17:00)

sample

1. 課税の根拠

軽自動車税は、地方税法第443条及び444条並びに都府市市税条例第65条及び66条の2の規定により賦課されます。

2. 審査請求及び処分の取消しの訴え

この納税通知書に記載された事項について不服がある場合には、この納税通知書を受けとられた日の翌日から起算して3ヶ月以内(市役所に対して文書で審査請求することができます。この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の通告を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に都府市(代表者：都府市長)を被告として提訴することができます。ただし、処分の日から1年を経過したときは、提訴することができません。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①訴え請求を行った日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を待たずに提起することができます。

3. 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の増徴があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その税額金額又は金額を切り捨てます)に年14.6パーセントを上限とした地方税法で定める割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)を上限とした地方税法で定める割合)を乗じて計算した金額の延滞金が徴収されます。

4. 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

5. 納期

本納税通知書に記載している納付日日から納期限まで。

6. 納付場所

① 次の金融機関の本店を含む全4の共同納税対応金融機関、全4のゆうちょ銀行及び郵便局をご利用ください。詳しくはeTAXホームページ (https://www.eitax.kita.gov/kyoutsunouzei/kinyukikan/) をご覧ください。 ② 次の表に記載がない金融機関でも共同納税対応金融機関であれば納付が可能です。

Table with 2 columns: 銀行 (Bank) and 支店 (Branch). Lists various banks and branches like 三井住友、山形合同、中国、伊豆、伊予、あなほ、トマト, etc.

◎ 次の全員のコンビニエンスストアをご利用ください。セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデパート、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルメロメディアオオクス) 設置店 ※ 成城館のコンビニ、及びバーコードの読み取りがグリーンコードでのお支払いはできません。 ※ CVS取付用バーコードの記載がない納付書やバーコードの読み取れない納付書、金額を訂正した納付書では、コンビニエンスストアで納付できません。 ※ コンビニエンスストア等の店舗では、スマホ決済アプリやクレジットカードを利用した納付はできません。

②キャッシュレス納付

①「地方税お支払サイト」上でeJ-QRを読み取る場合 「地方税お支払サイト」へアクセスしてください。クレジットカード払いやインターネットバンキング等をご利用いただけます。 ② スマホ決済アプリでeJ-QRを読み取る場合 eJ-QRを各スマホ決済アプリで読み取り、納付することが可能です。ご利用可能なスマホ決済アプリにつきましては、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

◎ 三輪及び四輪の軽自動車グリーン化特例(軽課)

Table with 2 columns: 車種区分 (Vehicle Type) and 税率 (Tax Rate). Rows include 三輪 (Tricycle) and 四輪 (Quadricycle) with sub-categories like 軽課, 7.5%軽減, 50%軽減, etc.

7.5%軽減 軽自動車・天然ガス自動車 50%軽減 常置用車両・全日12年度後継替率90%達成・令和2年度後継替率達成車

※ 軽自動車等を長くかつし車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%減達成車又は平成18年排出ガス基準94%減達成車に限ります。 ※ 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成17年排出ガス規制適合かつ令和2年度後継替率90%以上達成車に限ります。

◎ 税率について(年額)

Table with 2 columns: 車種区分 (Vehicle Type) and 税率 (Tax Rate). Rows include 原付機付自転車 (Moped), 二輪 (Two-wheeler), and 四輪 (Quadricycle) with sub-categories like 軽課, 7.5%軽減, etc.

Table with 3 columns: 車種区分 (Vehicle Type), 新規検査年月日 (New Inspection Date), and 課税対象 (Taxable). Rows include 三輪 (Tricycle) and 四輪 (Quadricycle) with sub-categories like 軽課, 7.5%軽減, etc.

※課税税率は最初の納税検査が平成25年3月以前の車両が対象となります。

納付方法の詳細につきましては、下記「地方税お支払サイト」か「都府市納税ホームページ」をご確認ください。



地方税お支払サイトHP



都府市納税HP